

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.174 May 2017

Contents

税務情報

増値税税率の簡素化および増値税改革に関する徴収管理問題についての新规定

～デロイト中国発行「Newsflash」～ 2

会計情報

企業の破産清算に関する会計処理規定の公表 5

中国業務に関する主なお問合せ先 8

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいようお願い致します。

税務情報

増値税税率の簡素化および増値税改革に関する徴収管理問題についての新規定

～デロイト中国発行「Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2017年4月19日に開催された国務院常務会議において、李克強首相は増値税改革を継続して推進し、増値税税率構造を簡素化すること¹を決定した。2017年7月1日から、13%の増値税税率は廃止され、農産物、天然ガス等に適用される税率は13%から11%に引き下げられる。

また、国家税務総局は2017年4月20日に第11号公告²(以下「11号公告」)を公布し、増値税改革の試験導入において浮かび上がった徴収管理問題について、明確化と解釈を行った。仕入税額控除にかかる証ひょうの認証・確認期限、および建築業小規模納税者による増値税専用発票の自社発行に関する規定を除き、11号公告における大部分の規定は2017年5月1日から施行される。施行日以前に発生した未処理事項については、11号公告の規定に基づき執行される。

増値税税率13%は2017年7月1日より廃止

中国における増値税の現行税率は17%、13%、11%と6%を含む4段階構造であり、また簡易課税方式に用いる徴収率が別途設定されている。複数税率が併存する主な理由は歴史的背景によるものであるが、実務上では、税務上のコンプライアンスや正しい税務処理の選択について、企業に大きな挑戦をもたらしている。そのため税率の簡素化と税務コンプライアンスコストの削減は、企業と税務機関が注目してきた課題の一つである。

今回の税率の簡素化により廃止される13%の増値税税率は、主に下記3種類の製品に係るものである。

1. 穀物、食用植物油、飼料、化学肥料等
2. 水道水、暖房装置、天然ガス等の公益事業製品
3. 図書、新聞、雑誌等の文化類製品

留意点として、今回は農産物、天然ガス等にかかる増値税税率が13%から11%に引き下げられるとともに、仕入税額の減少による税負担の増加を避けるため、農産物の高付加価値加工を行う企業に対し、農産品仕入に係る仕入税額控除の程度は現状を維持し変わらない。

上述の内容は国務院常務会議での決定であり、具体的な規定および実施細則については、財政・税務部門の公布が待たれる。

建築業界に関する一部の徴収管理事項

建築企業が発注者と工事請負契約を締結した後、内部授権または三者協議等を通じて、グループ内のその他の納税者(すなわち第三者)に発注者向け建築サービスの提供を授権し、かつ第三者が発注者と直接工事代金の決済を行う場合、増値税の納付および発注者向け増値税発票の発行は、発注者と工事請負契約を締結する建築企業ではなく、第三者が行う。また発注者は、建築サービスを実際に提供する納税者が発行する増値税専用発票をもって、仕入税額控除を行うことができる。

建築業において、落札企業が一部の工事について、内部授権または三者協議等を通じて、グループ内のその他の企業に実際のサービス提供を授権するアレンジはよく見られるが、その場合における増値税専用発票の発行および仕入税額控除に関するコンプライアンス問題の解決が、この規定の目的である。

企業が同一の地級行政区において県(市、区)をまたいで建築サービスを提供する場合、国家税務総局2016年17号公告の適用対象外であり、すなわち、17号公告でいう「県(市、区)をまたいで建築サービスを提供すること」に該当しない。そのため17号公告に基づき、建築サービス発生地の管轄国家税務局にて税金の予納を行う必要はない。

¹ 国務院常務会議(中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト(中国語))

² 第11号公告(国家税務総局ウェブサイト(中国語))

2017年6月1から、建築業は増値税小規模納税者による増値税専用発票の自社発行に係る試験導入の対象となる。建築業に属し、かつ月次売上高が3万元以上(あるいは四半期売上高が9万元以上)の増値税小規模納税者が建築サービスの提供、貨物の販売、あるいはその他の増値税課税行為を行い、増値税専用発票の発行を必要とする場合、増値税発票管理新システムを通じて、自ら増値税専用発票を発行することができる。

混合販売および兼営

実務において、混合販売や税率の異なる業務の兼営を行う場合の実務上の処理は、複雑で論争を起ししやすい領域である。

11号公告において、納税者が仮設建築物、機械設備、鋼構造材料等の自社生産貨物を販売すると同時に建築・据付サービスを提供する場合、混合販売行為に該当せず、貨物販売と建築サービスの売上高を区分して計算し、それぞれ適用すべき税率あるいは徴収率に基づき税額を計算しなければならないと明確にしている。

また11号公告においては、エレベーターの販売と関連のサービス提供に従事する企業に起こる典型的な問題についても明確にしている。具体的には

- 増値税一般納税者がエレベーターを販売すると同時に据付サービスを提供する場合、据付サービスについては、甲工事として簡易課税方式の適用を選択することができる
- 企業が据付運行後のエレベーターについてメンテナンス保守サービスを提供する場合、「その他の現代サービス」として増値税を納付する

機構をまたぐ銀行カード決済サービスに関する発票発行の取扱い

機構をまたぐ銀行カード決済は通常、イシュー(issue:カード発行機構)、決済機構(例えば銀聯)、アクワイアラ(acquirer:カード加盟店契約会社)を含む三者の金融機構にかかわる。増値税改革以降、カード加盟店は、金融機構によるカード決済手数料にて発生する仕入増値税を仕入税額控除することができるが、どの金融機構がカード加盟店に増値税専用発票を発行すべきか、および三者の金融機構の間における発票発行の取扱いは、業界内で検討の焦点となってきた。

11号公告において、下記の取扱いについて明確にされている。

- **イシュー**
アクワイアラに請求するカード発行サービス費を売上高とし、当該売上高の金額に基づき決済機構に増値税発票を発行する。
- **決済機構**
イシューとアクワイアラに請求するネットワークサービス費を売上高とし、イシューの支払ったネットワークサービス費に基づきイシューに増値税発票を発行し、アクワイアラの支払ったネットワークサービス費に基づきアクワイアラに増値税発票を発行する。また、決済機構がイシューから取得した増値税発票に記載された発行サービス費を決済機構の売上高と一緒に計上した上で、当該売上高の金額に基づきアクワイアラに増値税発票を発行する。
- **アクワイアラ**
カード加盟店に請求するアクワイアリングサービス費を売上高として、当該売上高に基づきカード加盟店に増値税発票を発行する。

仕入税額控除に係る発票の認証・確認期限が360日まで延長

増値税の現行規定により、増値税一般納税者は取得した増値税専用発票、自動車販売統一発票に対して、発行日から180日以内に発票の認証、あるいは増値税発票選択・確認プラットフォームに登録の上確認を行い、かつ認証・確認が完了した当月に仕入税額控除の申告を行う必要がある。それに合わせて、増値税一般納税者は取得した税関輸入増値税専用納付書に対して、発行日から180日以内に審査照合を申請し、その後に仕入税額控除の申告を行う必要がある。

実務上において、納税者がさまざまな原因により認証照合等の作業を規定の180日以内に完了できなかった結果、仕入税額控除の適用を受けられなくなり、税務上一定の損失を受けたケースが存在する。11号公告により、上述の発票と税関輸入増値税専用納付書に関する認証・確認および審査照合の期限は、「関連証ひょうの発行日より180日」から「360日」に延長された。これは、仕入税額控除の面で企業にとって有利な影響をもたらす。

当該規定は2017年7月1日より施行される。

その他の規定

- 納税者に2016年5月1日以前に発生した営業税課税業務について発票の再発行を行う必要がある場合、2017年12月31日までに増値税普通発票を発行することができる(国家税務総局による別途規定がある場合を除く)
- 植物手入れサービスに対して、「その他の生活サービス」として増値税を納付する

デロイト中国の考察およびアドバイス

増値税改革の全面展開から一年近く、国家の財政・税務部門は実務において発見された、あるいは浮かび上がった問題について、一連の後続規定を公布することで明確化を図ってきた。11号公告における十条の規定は、一部業界における典型的な問題に対する税務上の取扱いについて明確な意見を提供するとともに、仕入税額控除にかかる証ひょうの認証・確認期限の延長、全面的な増値税改革以前に発生した営業税課税業務にかかる発票の再発行期限の延長等の措置を通じて、企業と税務当局間の争議の減少、および納税者におけるコンプライアンスコストの低減等に寄与するものである。関連の納税者には、11号公告の内容について把握し、自身の実際の状況に基づき対応措置(例えば価格のレビューと調整、契約書の修正、川上・川下企業とのコミュニケーション等)を取ることを推奨する。

なお、増値税税率の簡素化に関する情報は基本的に明確となり、農産物、天然ガス等にかかる増値税税率は13%から11%に引き下げられる。これは、関連企業における税負担の減輕や業界の発展に有利であることは明確である。関連企業には、今後の規定公布に関する動向に留意し、政策による減税効果をより効果的に利用できるよう、積極的に準備を行うことを推奨する。

会計情報

企業の破産清算に関する会計処理規定の公表

有限責任監査法人トーマツ 中村 剛

中国財政部は 2016 年 12 月 20 日、企業の破産清算に関する会計処理を規範化し、人民法院(裁判所)および債権者集会に対して破産清算期間の財務情報を提供するため、「企業の破産清算に関する会計処理規定」(财会[2016]23 号、以下「本規定」とする)を公表した。本規定は公布日(2016 年 12 月 20 日)より施行されている。本規定の直接の適用対象は、人民法院に破産を宣告された破産清算期間にある企業である。同時に、本規定は、任意清算を進めている等、継続企業の前提によって財務諸表を作成することが合理的でなくなった企業の会計処理にも参考になると考えられるため、注意が必要である。

1. 適用範囲

本規定の対象は、人民法院に破産を宣告された破産清算期間にある企業である(以下、「破産企業」と表記)。その一方で、中国においては、継続企業の前提により財務諸表を作成することが合理的でなくなった一般企業(「非継続企業」といいます)に関する会計処理基準が他に存在しないことから(注1)、本規定は、任意清算を進めている企業を含む非継続企業の会計処理においても参照されることが想定される。

(注1) についての解説:

通常、財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されるが、会計基準は「継続企業の前提」を基礎としていると解されている。ここに継続企業の前提とは、当該企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。したがって、継続企業の前提を基礎とした財務諸表に計上されている資産および負債は、将来の継続的な事業活動において回収または返済されることが予定されている。

しかしながら、企業が、当期または翌会計期間において清算若しくは営業を停止することを決定した、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合には、もはや継続企業の前提によって財務諸表を作成することが合理的でないことを表している。このような状況においては、当該企業は、他の財務諸表作成の前提を採用して財務諸表を作成するとともに、注記において財務諸表が継続企業の前提により作成されていない事実を表明し、継続企業の前提で作成されない理由および財務諸表の作成前提を開示しなければならない(中国企業会計準則 第 30 号「財務諸表の表示」第 6 条)。

このように中国企業会計準則 第 30 号では、非継続企業に対しては「他の財務諸表作成の前提を採用して財務諸表を作成する」ことを指示しているが、具体的に、どの会計基準を採用すべきかは指示していない。

2. 作成基礎および測定の属性

本規定により、破産企業の会計上の認識、測定および報告は、非継続企業の前提を基礎とする。人民法院に破産を宣告された企業は、人民法院あるいは債権者集会が要求した時点(破産宣告日、債権者集会が決定した報告日、破産結了申請日など、以下、「破産報告書日」と表記)において、「清算財務諸表」を作成し、破産管財人の承認を受ける。

企業が清算財務諸表を作成する場合には、当該企業の資産、負債は、以下の方法により測定する。

項目	原則	内容
資産	破産資産の清算価値	破産資産の清算価値は、破産清算の特定の環境下および規定されている期間内において、最も可能性が高い実現可能価額から関連諸税金・費用を控除した後の純額を指す。実現可能価額は公開された競売での実現可能価格としなければならない。債権者集会で別途の決議がある場合には、実現可能価額は当該決議による処分方法に基づく実現可能価額となる。国家规定により競売できないあるいは譲渡が制限される場合には、国家规定による処分方法に基づく実現可能価額となる。
負債	破産債務の弁済価値	破産企業の破産清算期間における負債は、破産企業の弁済価値により測定する。破産債務の弁済価値は、破産企業の実際の弁済能力や現在価値への割引等の要素を考慮せず、破産企業が関連する法律規定あるいは契約約定に基づき、弁済すべき金額を指す。

3. 認識および測定

以下、本規定で規定されている、破産企業の主要な資産、負債の認識および測定の概要を説明する。

項目	内容
認識時の測定	破産企業は、破産宣告日の資産について、破産資産の清算価値によって認識時の測定を行う。また、破産宣告日の負債に対して、破産債務の弁済価値によって認識時の測定を行う。
認識後の測定	破産清算期間中においては、破産企業は、資産について破産資産清算価値により認識後の測定を行う。負債について、破産債務の弁済価値により、認識後の測定を行う。 破産企業は破産報告書日における破産資産の清算価値および破産債務の弁済価値に基づき、資産および負債の帳簿価額を修正し、その差額を清算損益に計上する。
資産処分時の処理	破産清算期間中において、資産の処分が発生した場合、破産企業は処分した資産の認識を中止し、処分収入と処分資産の帳簿価額の差額から処分関連費用を控除した残額を清算損益に計上する。
債務弁済時の処理	破産清算期間中において、破産企業は弁済金額に対応する負債の認識を中止しなければならない。弁済義務が解消される時、破産企業は当該負債の帳簿価額の認識を中止した上で、清算損益を認識する。
費用および収益	破産清算期間中に発生した各費用、各収益については、直接清算損益に計上する。
企業所得税費用	破産清算期間中に、税法規定に基づき企業所得税を納付する必要がある場合、破産企業は、所得税費用を計算し、清算損益に計上しなければならない。所得税費用は、破産企業の当期末払所得税のみを反映する。
棚卸差益、債権の回収等により取得した資産、あるいは新たに発生した債務	破産企業は棚卸差益、債権の回収等により取得した資産について、取得時の破産資産の清算価値により認識時の測定を行う。認識時の測定の帳簿価額と当該資産の取得原価との差額を清算損益に計上する。 破産企業が新たに債務を負担した場合には、破産債務の弁済価値により認識時の測定を行い、清算損益に計上する。

4. 清算財務諸表の表示

本規定では、清算財務諸表の構成、内容および表示様式について規定している。

破産企業は、本規定に基づき清算財務諸表を作成し、人民法院、債権者集会等の財務諸表利用者に対して、破産企業の破産清算期間における財務状況、清算損益、キャッシュ・フロー増減、債務弁済状況を報告する必要がある。破産企業が作成すべき清算財務諸表は、清算貸借対照表、清算損益計算書、清算キャッシュ・フロー計算書、債務弁済表および関連注記からなる。

項目	概要	表示様式
清算貸借対照表	破産企業の破産報告書日における資産の破産資産清算価値および負債の破産債務弁済価値を反映する。資産科目と負債科目との差額は清算貸借対照表において清算正味資産として表示する。	本表は資産、負債および清算正味資産のそれぞれの項目ごとに表示する。本表に表示されている項目は流動および非流動の区分をしない。
清算損益計算書	破産企業が破産清算期間に発生した各収益および費用を反映する。清算損益計算書において、少なくとも以下の情報を個別に表示しなければならない。 資産処分純収益(損失)、債務弁済純収益(損失)、破産資産および負債の簿価変動純収益(損失)、破産費用、共益債務支出、所得税費用等。	本表は清算収益、清算費用と清算純収益により項目ごとに表示する。

項目	概要	表示様式
清算キャッシュ・フロー計算書	破産企業の破産清算期間における貨幣資金の残高の変動状況を反映する。清算キャッシュ・フロー計算書において、少なくとも以下の情報を個別に表示しなければならない。資産の処分により受取った現金純額、債務の返済により支払った現金、破産費用のために支払った現金、共益債務支出のために支払った現金、企業所得税のために支払った現金等。	本表は直接法を採用して作成し、貨幣資金の期首残高、清算現金流入、清算現金流出および貨幣資金の期末残高により項目ごとに表示する。
債務弁済表	破産企業の破産清算期間において発生した債務弁済状況を反映する。債務弁済表は破産法が規定した債務弁済順序に基づき、各債務の詳細を個別に表示しなければならない。債務弁済表に表示されている各債務について、少なくとも金額、弁済比率、弁済すべき金額、弁済済金額、未弁済金額等の状況を反映しなければならない。	本表は担保付債務と通常債務に基づき、区分する。
関連注記	破産企業は清算財務諸表注記において以下の情報を開示しなければならない。 (一)破産資産の明細情報 (二)破産管理人が法によって取り戻した簿外資産の明細情報 (三)破産管理人が法によって取り戻した質入や抵当物の明細情報 (四)法院確認済みおよび法院未確認の債務の明細情報 (五)未払従業員報酬の明細情報 (六)貨幣資金の期末残高における特定債権者への弁済額あるいは税金納付額 (七)資産処分損益の明細情報(資産性質、処分益、処分費用および処分純収益) (八)破産費用の明細情報(費用性質、金額等) (九)共益債務支出の明細情報(具体的項目、金額等)	

5. 附則

本規定は、公布日より施行される。なお、本規定の交付と同時に「国有企業において試行する破産に関する会計処理問題の暫定規定」(财会字(1997)28号)は廃止されている。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383 / Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058 / Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206 / Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880 / Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618 / Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC